

報道機関各位

市県民税に係る督促状の発送誤りについて

令和7年度市県民税において、納期限内に納付されている方の一部に対し、誤って督促状を発送するミスが発生しました。

誤発送の対象となった納税者の方々に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1 概要

毎月20日頃に、その前月中に納期限が到来する市税について、納期限までに納付がなかった方に対し、督促状を送付している。

今回、地方税統一QRコード（eL-QR（エルキューアル））が印字された納付書で、納期限前の8月18日にスマホ決済アプリなどで納付した方の一部に誤って督促状を発送するミスが発生した。

（1）誤発送が発生した税目

令和7年度市県民税（第2期分 納期限：令和7年9月1日）

（2）誤発送が発生した納付方法

スマホ決済アプリやクレジットカード払いを通じた電子納付、金融機関での窓口納付

（3）誤発送の件数

約170件（精査中）

2 経緯

（1）令和7年9月12日（金）

督促状の一括作成処理（システムによる処理）

（2）令和7年9月19日（金）

督促状の一斉発送

（3）令和7年9月22日（月）

督促状を受け取った納税者の方から東部市税事務所納税課に問い合わせがあり発覚した。これを受け、税務部収税企画課にて調査を実施。

3 原因

市税の納付情報データを用いて、税務システムにより督促状の一括作成処理を行う際、当該システムの運用事業者による作業に誤りがあったもの。

4 誤発送の対象となった方へのご案内

- (1) 対象者の方に対し、お詫びの文書を収税企画課から送付いたします。
- (2) 市県民税（第2期分）について納付済みにも関わらず督促状が届いた方は、誤って二重に納付しないようご注意ください。
- (3) 納付状況についてご確認されたい場合は、市税事務所納税課にお問い合わせください。

5 備考

本日発覚した案件のため、再発防止策については、業者と協議の上、早急に対策を講じるものとする。

【納付に関する問い合わせ先】

門司区、小倉北区、小倉南区にお住まいの方
北九州市 財政・変革局 東部市税事務所 納税課
電話 093-582-3375

若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区にお住まいの方
北九州市 財政・変革局 西部市税事務所 納税課
電話 093-642-1469

問い合わせ先

北九州市 財政・変革局 収税企画課
電話 093-582-2031
担当 (課長) 川口、(係長) 竹枝